

日経アジア 300 インベスタブル指数 算出要領

株式会社 日本経済新聞社

- ・日本経済新聞社（以下「日経」という）が、2017年12月11日から「日経アジア 300 インベスタブル指数」の算出・公表を開始することに伴い、同指数の算出要領を作成しました。同算出要領は、今後、ルールの見直しなどに伴い変更されることがあります。
- ・本資料は日経の著作物であり、本資料の全部又は一部を、いかなる形式によっても日経に無断で複写、複製又は転載することができません。本資料は、指数への理解を深めるために作成された資料であり、有価証券の売買等に関する勧誘を行うためのものではありません。

(2017年12月11日版)

1：概要

「日経アジア 300 インベスタブル指数」は、投資信託など金融商品での利用を想定し開発したアジアの上場企業 300 社を構成銘柄とする株価指数である。同指数は、日経が重点的に報道するアジアの有力企業群「Asia300」をベースに 2016 年 12 月から算出・公表を始めた報道用指数「日経アジア 300 指数」の銘柄を選ぶコンセプトを定量的なルールに置き換え、数値データに基づいて 300 銘柄を選定した投資用の指数である。成長を続けるアジアの主要企業に幅広く投資したいというニーズに応える指数を目指す。なお、本指数は算出および配信を S&P ダウ・ジョーンズ・インデックス（以下「S&P DJI」という）に委託している。

2：名称

正式名称：日経アジア 300 インベスタブル指数

略称：日経アジア 300i

英文名称：Nikkei Asia300 Investable Index

英文略称：Nikkei Asia300i

3：銘柄管理

（1）基本事項

- ・日経アジア 300 インベスタブル指数は、以下のアジアの国・地域（以下、国とする）の銘柄を対象とする。
中国、香港、台湾、韓国、インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ、インド
- ・対象とする国は、市場の規模や流動性などを勘案し追加を検討する。
- ・対象とする銘柄が所属する国は、原則として当該企業の本社がある場所とする。
- ・中国 A 株および ADR は当面の間、対象としない。
- ・REIT、投資ファンド等は対象としない。

（2）定期入れ替え

毎年 6 月初に、構成銘柄の定期の入れ替えを実施する。以下の手順で実施したランキングをもとに新たな 300 銘柄の候補を選定し、バッファールールを適用したうえで最終的な入れ替え銘柄を決定する。

（2-1）母集団

銘柄選定のための母集団は、対象各国別に時価総額（以下、単に時価総額という場合は浮動株を考慮しない時価総額を意味する）上位 150 位以内に 3 年連続で入っている銘柄とする。

ただし、金融セクターの銘柄への集中を回避するために、金融セクターの銘柄は各国ご

とに時価総額上位 6 銘柄まで、かつ金融セクター内で「セクター」を構成する「産業」分類ごとに各国それぞれ時価総額上位 3 銘柄までを母集団の対象とする（※）。

※銘柄の入れ替えに伴う売買の影響を抑えるため、当該ルールによって前年に母集団の対象とならなかった金融セクター銘柄は、3年平均時価総額が前年に母集団の対象となった金融セクター銘柄を 10%以上上回るまでは母集団の対象銘柄とはしない。

※「セクター」「産業」は GICS（世界産業分類基準）による。金融セクターは「銀行」「貯蓄・抵当・不動産金融」「各種金融サービス」「消費者金融」「資本市場」「モーゲージ不動産投資信託（REIT）」「保険」の 7 つの産業で構成される。

また、以下の各基準のいずれかに抵触する銘柄は対象外とする。

- ・直近 1 年間の 1 日あたり平均売買代金が 50 万米ドル未満
- ・浮動株比率が 10%未満
- ・直近の事業年度末決算で債務超過

（2-2）選定指標

選定指標は、以下の通り時価総額の大きさをランキングした順位に成長性を加味した値とする。

- ① （2-1）の母集団内で、3年平均時価総額の大きさを順位づけ（降順）する。
- ② 売上高の 5 年平均伸び率が 10%以上の銘柄は①の順位の値から 30 を差し引く。
- ③ ②を加味した順位の値を昇順で改めてランキングしたものを総合順位とし、選定指標とする。

（2-3）銘柄選定

銘柄選定は、国ごとのバランスをとるために、以下の通り行う。

- ① 国ごとに総合順位上位 20 銘柄を選定する（計 200 銘柄）。
- ② 残りの銘柄について、国の別なく総合順位の高い銘柄から 100 銘柄（①と合わせて計 300 銘柄）を選定する。

ただし、国ごとには 45 銘柄（中国・香港は合わせて 70 銘柄）を上限とする。

（2-4）例外規定

次のいずれかに該当する銘柄は採用を見送り、同一国で次順の銘柄を採用する。

- ・親子上場銘柄
親子上場銘柄がともに選定された場合は、親銘柄を優先して採用し、子銘柄は採用しない。なお、同一国（中国と香港は同一とみなす）の上場銘柄で、かつ 50%以上保有している銘柄を当該銘柄の親銘柄とする。
- ・売買が著しく困難な銘柄

長期間にわたって売買停止中の銘柄や外国人売買規制対象の銘柄、著しく売買回転率が低い銘柄など売買が困難だと認められる銘柄は採用しない。

(2-5) バッファールール

入れ替え銘柄数を抑えるために、順位差に基づくバッファールールを設ける。上記プロセスで選定された 300 銘柄のうち、現在の構成銘柄ではない銘柄を採用候補、現在の構成銘柄のうち、選定された 300 銘柄でない銘柄を除外候補とする。両候補銘柄を比較して総合順位で 50 位以上差がある場合のみ入れ替えを行う。具体的には、国ごとの下限 20 銘柄（同国に属する銘柄数が 20 となっている国を「下限国」とする）、上限 45 銘柄（中国・香港は 70 銘柄、同様に「上限国」とする）を満たすように、除外候補の中で総合順位の低い銘柄から順に、すべての除外候補銘柄について、次の通り入れ替えの可否を判断する。

- ① 除外候補の銘柄が下限国に属する場合、同国の採用候補の中で最も総合順位の高い銘柄と比較し、順位差が 50 位以上あればこれらの銘柄を入れ替える。
- ② 除外候補の銘柄が上限国に属する場合、同国または上限国でない国の採用候補の中で最も総合順位の高い銘柄と比較し、順位差が 50 位以上あればこれらの銘柄を入れ替える。
- ③ 除外候補の銘柄が属する国が下限国でも上限国でもない場合、上限国でない国の採用候補の中で最も総合順位の高い銘柄と比較し、順位差が 50 位以上あればこれらの銘柄を入れ替える。

なお、期中に除外になった銘柄、母集団の対象から外れた銘柄は除外候補（総合順位は最下位）としてこのバッファールールを適用する。また、上記の結果、入れ替え対象とならなかった候補銘柄は入れ替えを見送る。

(2-6) 選定指標の基準日等

選定指標の基準日等は以下の通りとする。

- ・ 3 年平均時価総額は直近 3 年の 3 月末時価総額の平均値を用いる。
- ・ 1 日あたり平均売買代金は前年の 4 月初から当年の 3 月末の間のドルベースの日次売買代金平均値を用いる。
- ・ 浮動株比率は S&P DJI の当年の 3 月末時点の値を用いる。
- ・ 債務超過は前年 12 月末までの直近決算で判定する。
- ・ 売上高の 5 年平均伸び率は、前年 1 月から 12 月の間に期末をむかえる決算の値とその 5 年前の 1 月から 12 月の間に期末をむかえる決算の値を比較して計算する。

(3) 臨時の除外

上場廃止や長期間の売買停止など、売買が困難になった銘柄は、その取り扱いを公表し除外する。除外の際に、原則としてその都度補充は行わず、定期入れ替えの際に 300 銘柄に戻す。

4：計算方法

(1) 基本事項

- ・ 浮動株調整を行った時価総額加重方式で算出する。
- ・ 対象市場の取引時間中に 15 秒間隔で算出する。
- ・ 指数値は米ドルベースおよび日本円ベースの 2 指数を算出する。
- ・ 為替換算は、指数の各算出時点でのスポットレート（ロイター提供）を用いる。
- ・ 売買停止や値付かずなどで有効な株価が取得できない場合、原則として、指数の直近の終値算出で用いた株価（ただし、権利落ち日の場合は権利落ち理論価格）を用いる。
- ・ 休日などの理由で休場の市場の銘柄についても、同様に直近の終値算出で用いた株価を用いる。
- ・ 中国銘柄については原則として H 株の価格を用いる。
- ・ 2015 年 12 月 1 日を 1,000 とし、公表開始日は 2017 年 12 月 11 日とする。

(2) 算出日

1 月 1 日を除く月曜日から金曜日まで毎日算出することを原則とする。ただし、対象とする市場がすべて休場となる場合は算出しない。

(3) 算式

- ・ 時点 t の指数値は以下の通り計算する。

$$\text{指数値}_t = \frac{\text{時点 } t \text{ の構成銘柄の時価総額合計}}{\text{除数}_t}$$

$$\text{時点 } t \text{ の構成銘柄の時価総額合計} = \sum_i^N (P_{i,t} \times S_{i,t} \times F_{i,t} \times E_{i,t})$$

$P_{i,t}$ ：時点 t における銘柄 i の株価（上場市場における取引通貨建て）

$S_{i,t}$ ：時点 t における銘柄 i の株式数

$F_{i,t}$ ：時点 t における銘柄 i の浮動株比率

$E_{i,t}$ ：時点 t における銘柄 i の為替換算係数（※）

N ：構成銘柄数

（※）取引通貨と算出通貨を換算する係数。例えば、ドル（USD）ベース指数における香港ドル（HKD）建て取引銘柄の場合、USD/HKD（1USD=HKD）の逆数と等しい。

- ・ 除数は、S&P DJI のルールに準拠し、構成銘柄の除外・入れ替え、構成銘柄における株式数や浮動株比率の変更などに伴い修正を行う。原則として、修正の前後で指数値の水準が変わらないように、修正前日と修正当日の構成銘柄の時価総額合計の比率に応じて調整する。

(4) 株価、株式数および浮動株比率

- ・ S&P DJI のルールに準拠し、同システムが提供する株価、株式数ならびに浮動株比率を用いる。
- ・ 複数の市場に上場している銘柄については、日経が定める優先取引所での価格を用いる。
- ・ 株式数ならびに浮動株比率は、毎年 6 月初の構成銘柄定期入れ替えに併せて見直す。

(5) 配当込み指数の算出

配当を加味した「日経アジア 300 インベスタブル指数 (トータルリターン)」と、税引き後の配当を加味した「日経アジア 300 インベスタブル指数 (ネット・トータルリターン)」を、米ドル、日本円それぞれについて日々終値ベースで算出する。

配当の取り扱いなど、計算上の基本事項は S&P DJI のルールに準拠している。

5 : 指数値の取り扱い

(1) 過去の指数値 (参考値)

- ・ 2012 年 12 月 3 日まで終値ベースで遡及計算を行っている。
- ・ 2015 年度、2016 年度、2017 年度で銘柄選定を行い、構成銘柄を入れ替えた。これらの選定銘柄ではバッファールール (2 - 5 参照) を適用していない。2015 年 5 月末以前については、2015 年度の選定銘柄を用いて計算した。
- ・ 金融セクター銘柄に対する前年母集団との比較による売買抑制ルール (2 - 1 参照) は適用していない。
- ・ 親子上場銘柄は 2017 年時点の株主情報をもとに判定した。

(2) 指数値の修正

S&P DJI のルールに準拠し、過去に遡って指数値を修正することがある。

6 : その他

(1) 利用許諾

「日経アジア 300 インベスタブル指数」(ドルベース、円ベースの 2 指数、および各々のトータルリターン指数とネット・トータルリターン指数を総称する。以下同様) は日経によって独自に選択された銘柄をもとに算出される株価指数であり、日経は「日経アジア 300 インベスタブル指数」について、著作権その他一切の知的財産権を有している。ただし、算出委託先である S&P DJI に帰属するデータに関する権利は S&P DJI に帰属する。「日経アジア 300 インベスタブル指数」を利用した金融商品の組成・売り出し、または、第三者へのデータ提供など、「日経アジア 300 インベスタブル指数」を商業的に利用する場合は、日経との利用許諾契約が必要となる。

(2) 免責

日経は、「日経アジア 300 インベスタブル指数」を継続的に公表する義務を負うものではなく、公表の誤謬、遅延又は中断に関して、一切の責任を負わない。日経は、「日経アジア 300 インベスタブル指数」の内容を変える権利および公表を停止する権利を有している。

「日経アジア 300 インベスタブル指数」は原則として本資料に記載された方法等に基づいて算出される。ただし、本資料に記載のない事象が発生した場合や本資料の方法による算出が困難と日経が判断した場合は、日経が適当とみなした処理方法により算出することがある。また、同算出要領は、今後、ルールの見直しなどに伴い、変更されることがある。

本資料に記載された情報を利用したことにより発生するいかなる費用又は損害などについて、日経は一切その責任を負わない。

「日経アジア 300 インベスタブル指数」は、日経が所有する指数であり、S&P Dow Jones Indices LLC の子会社である S&P Opco, LLC との契約に基づいて、算出、維持されるものである。S&P Dow Jones Indices LLC、その関連会社あるいは第三者のライセンサー (Standard & Poor's Financial Services LLC、及び Dow Jones Trademark Holdings LLC を含む、以下これらを総称して S&P Dow Jones Indices という) はいずれも「日経アジア 300 インベスタブル指数」をスポンサーもしくはプロモートするものではなく、また「日経アジア 300 インベスタブル指数」の算出上の過失に対し一切の責任を負わない。「Calculated by S&P Dow Jones Indices」およびその他関連する記号商標について、日経はその使用を許可されている。「S&P®」は Standard & Poor's Financial Services LLC の登録商標、「Dow Jones®」は Dow Jones Trademark Holdings LLC の登録商標である。

(3) 問い合わせ先

日本経済新聞社 インデックス事業室

電話：03-6256-7341、メール：index@nex.nikkei.co.jp

(別紙) 算出要領・変更履歴

2017年11月10日版	初版
2017年12月11日版	<ul style="list-style-type: none">・算出開始に伴い、算出開始日等を追加・「2：名称」に略称を追加・「3：銘柄管理」に「(2-6) 選定指標の基準日等」を追加・「6：その他」の「(2) 免責」に一部追記